

はじめに

私たちの郷土熊本は、豊富な地下水、雄大な阿蘇の草原、多様な生物が生息する天草や有明、八代の海など豊かな自然環境に恵まれています。これらは、「誰もが生まれて良かった、住んで良かった、ずっと住み続けたい」と思えるような熊本であるために大切なものであり、次世代に健全な形で引き継いでいかなければならないものです。

私たち熊本県民は、わが国の公害の原点と言われる水俣病を通して、生命の源である自然環境が破壊されると、その復元には多大な時間と労力を要することを教訓として学びました。

近年、温室効果ガス排出量の増加による「地球温暖化の危機」、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動による「資源浪費による危機」、開発や乱獲、外来種の侵入等による「生態系の危機」という地球的規模の3つの危機に直面しています。これらの課題を克服するため、温室効果ガス排出量の大幅削減による「低炭素社会」、3R（廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用）を通じた資源循環による「循環型社会」、生物多様性の保全及び恵みの持続可能な利用による「自然共生社会」の実現が求められています。

また、本県においては、地下水の湧出量の減少や硝酸性窒素による汚染、閉鎖性海域である有明海及び八代海の環境悪化、最終処分場のひっ迫や不法投棄などの問題、更に、国境を越えた大気や海流が引き起こす酸性雨や光化学スモッグ、漂流・漂着ごみ等の環境問題が顕在化しています。

これらの問題を解決するためには、水俣病の教訓を踏まえ、県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、地球環境問題と身近な環境問題が密接不可分であることを十分理解し、環境に配慮した行動の実践に努めなければなりません。

県民、事業者及び行政が、連携し、県民総ぐるみによる取組を進めることにより、低炭素、循環及び共生を基調とした安全で快適な持続可能な社会「環境立県くまもと」の実現を図ってまいります。

この「第三次熊本県環境基本指針」及び「第四次熊本県環境基本計画」は、国内外の環境をめぐる動き等も踏まえ、本県の環境の各分野ごとに現状・課題を明らかにするとともに、本県が目指すべき姿とその実現に向けた取組の方向を示しています。

県としては、この基本指針・基本計画に沿って、関連施策の着実な推進に努めてまいります。

県民の皆様には、「環境立県くまもと」づくりへの御理解と積極的な御参画をお願い申し上げます。

平成23年3月

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



【目 次】

環境基本指針

1	基本指針策定の趣旨	1
2	基本指針の性格	1
3	基本的な考え方	1
(1)	人と環境の望ましいあり方	1
(2)	快適な環境を保全・創造するための4つの目指すべき姿	2
①	低炭素社会	2
②	循環型社会	2
③	自然共生社会	3
④	安全で快適な生活環境	3
(3)	取組を推進するための5つの考え方（行動指針）	4
①	次世代に安全で快適に生活できる環境を引き継ぐ	4
②	将来を展望し、今、行動する	4
③	地球的な規模で考え、足元から行動する	5
④	県民総ぐるみで、一人ひとりが主体的に行動する	5
⑤	様々な主体とのネットワークを活用し行動する	5
(4)	環境施策の方向	6
①	温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現	6
②	資源を適正に利用する循環型社会の実現	6
③	熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現	6
④	安全で快適な生活環境の実現	7
⑤	県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動	7
⑥	環境配慮に向けた制度とネットワークの展開	7
4	推進体制の整備	8
(1)	県民総ぐるみを基本とした推進体制	8
(2)	県における推進体制	9
5	点検と評価	11

環境基本計画

第1編 計画の基本的事項

1	基本計画策定の趣旨	15
2	基本計画の性格	15
3	基本計画の対象地域・期間	15
4	基本計画の構成	16
5	基本計画策定の背景と前計画の進捗状況の評価	16
6	基本計画の目標	23

7 特定課題	23
(1) 地球温暖化対策の推進	25
(2) 3Rと廃棄物の適正処理の推進	26
(3) バイオマスの利活用の推進	27
(4) 水とみどりの森づくり	28
(5) 生物多様性の保全の推進	29
(6) 熊本地域の地下水保全	30
(7) 有明海・八代海の再生	31
(8) 子どもの頃からの環境教育の推進	32
(9) 環境産業の振興	33

第2編 全体計画

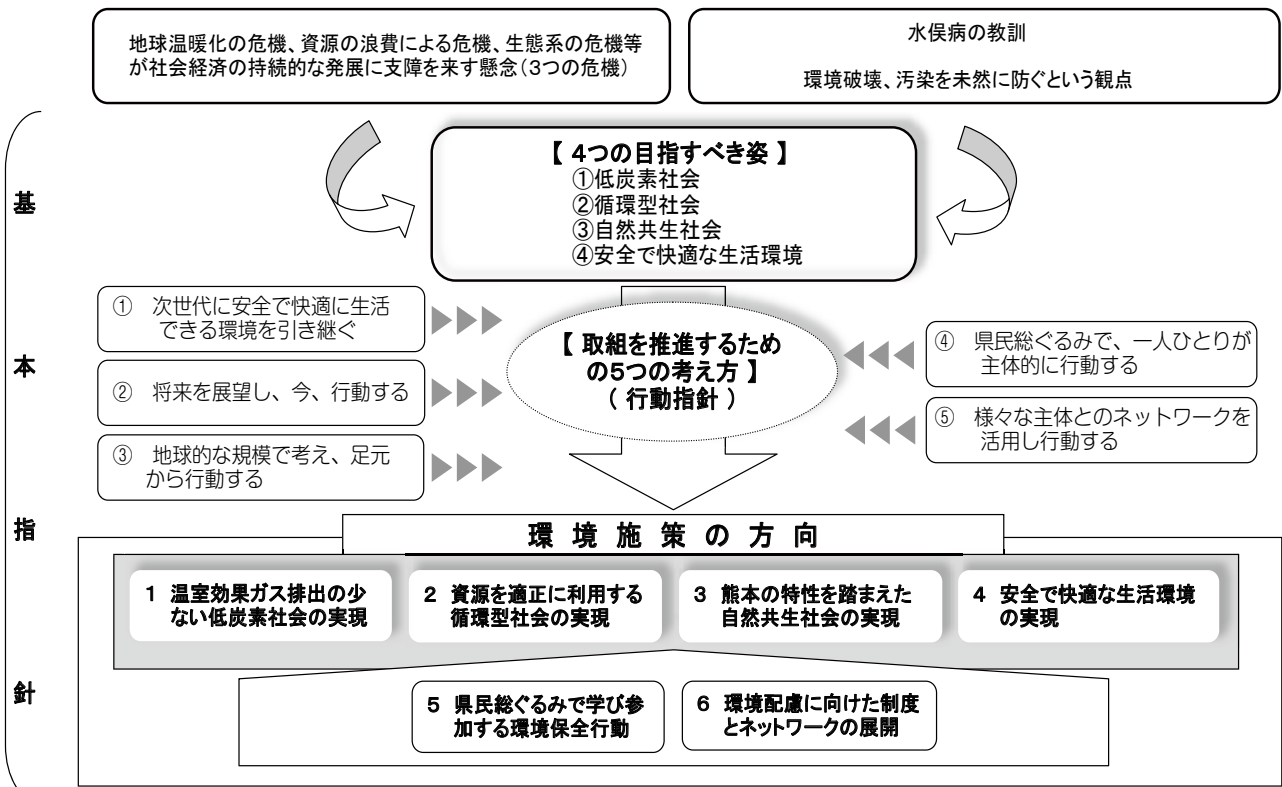
第1章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現	34
第1節 地球温暖化対策の推進	34
1 温室効果ガス排出削減対策の推進	34
2 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進	53
3 基盤的な施策の推進	54
4 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減の推進	57
5 市町村における温室効果ガス排出削減の推進	61
第2章 資源を適正に利用する循環型社会の実現	64
第1節 物質循環の推進	64
1 廃棄物の3R（排出抑制、再使用、再生利用）の推進	64
2 廃棄物の適正処理の推進	72
3 安定的な廃棄物処理体制の構築	74
4 バイオマスの利活用の推進	75
第3章 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現	79
第1節 森林、水辺等の自然環境の保全	79
1 保全のための総合的な対策の推進	79
2 豊かな森林づくり	83
3 二次的自然環境(里地里山や阿蘇の草原など)の保全・再生	87
4 野生鳥獣の保護・管理の推進	88
5 水辺環境の保全・再生	89
第2節 生物多様性の保全に係る対策の推進	91
1 生物多様性の保全	91
2 生物多様性の恵みの持続的な利用	93
3 生物多様性を支える基盤づくり	95

第4章 安全で快適な生活環境の実現	97
第1節 オゾン層の保護対策の推進	97
第2節 酸性雨対策の推進	99
第3節 大気質に係る対策の推進	101
1 地域の大気循環の保全策の推進	101
2 自動車交通環境対策の推進	106
第4節 水環境に係る対策の推進	110
1 健全な水循環の確保（豊富な水の確保）	110
2 水質の保全策の強化（きれいな水を守る）	114
3 豊かな川と海づくりの推進（有明海・八代海再生）	119
第5節 新たな環境問題等への対応	126
1 ダイオキシン類対策の推進	126
2 化学物質の排出量・移動量の把握の推進	127
第6節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進	129
第7節 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進	131
第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造	133
第9節 良好な景観の保全・創造	135
第10節 文化財の保存と活用の推進	137
第5章 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動	139
第1節 環境情報の提供及び環境教育の推進	139
1 環境意識の醸成と指導者の育成・活用	139
2 家庭、地域社会、職場などにおける環境教育の推進	141
3 学校などにおける環境教育の推進	143
第2節 自主的な環境保全行動の推進	147
第6章 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開	151
第1節 開発における環境配慮の推進	151
第2節 環境情報・研究のネットワーク化	153
第3節 国際協力の推進	157

資料

環境行政年表	161
環境関連法・条例体系図	170
策定経過	172
諮問・答申	173
熊本県環境審議会委員名簿	174
数値目標一覧	175
用語の解説	190

第三次熊本県環境基本指針・第四次熊本県環境基本計画の概要



基本指針が示す6つの環境施策の方向に沿って、基本計画に6つの柱(章)を立て具体的な環境施策を展開する。なお、重点的に取り組む必要がある課題を「特定課題」として、基本計画に位置づける。

具体的な施策内容					
1 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現	2 資源を適正に利用する循環型社会の実現	3 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現	4 安全で快適な生活環境の実現	5 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動	6 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開
(1) 地球温暖化対策の推進 ① 温室効果ガス排出削減対策の推進 ○県全体における温室効果ガス排出の削減 ○各部門における温室効果ガス排出の削減 ○部門横断的な取組の推進 ② 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進 ③ 基盤的な施策の推進 ④ 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減の推進 ⑤ 市町村における温室効果ガス排出削減の推進	(1) 物質循環の推進 ① 廃棄物の3Rの推進 ○循環型社会の形成に向けた基盤づくり ○3Rの推進 □一般廃棄物 □産業廃棄物 ② 廃棄物の適正処理の推進 □一般廃棄物 □産業廃棄物 ③ 安定的な廃棄物処理体制の構築 ④ バイオマスの利活用の推進	(1) 森林、水辺等の自然環境の保全 ① 保全のための総合的な対策の推進 ② 豊かな森林づくり ③ 二次的自然環境(里地里山や阿蘇の草原などの)保全・再生 ④ 野生鳥獣の保護・管理の推進 ⑤ 水辺環境の保全・再生 (2) 生物多様性の保全に係る対策の推進 ① 生物多様性の保全 ② 生物多様性の恵みの持続的な利用 ③ 生物多様性を支える基盤づくり	(1) オゾン層の保護対策の推進 (2) 酸性雨対策の推進 (3) 大気質に係る対策の推進 (4) 水環境に係る対策の推進 (5) 新たな環境問題への対応 (6) 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進 (7) 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進 (8) 緑と水のある生活空間の保全・創造 (9) 良好な景観の保全・創造 (10) 文化財の保存と活用の推進	(1) 環境情報の提供及び環境教育の推進 ① 環境意識の醸成と指導者の育成・活用 ② 家庭、地域社会、職場などにおける環境教育の推進 ③ 学校などにおける環境教育の推進 (2) 自主的な環境保全行動の推進 ○県民、団体の環境保全行動の促進 ○事業者の環境保全行動の促進 ○行政における率先的な環境保全行動の推進 ○協働による環境保全行動の推進	(1) 開発における環境配慮の推進 ○環境アセスメント制度の充実・強化 ○県・市町村の公共事業等における環境配慮の推進 ○民間の開発事業における環境配慮の取組の促進 (2) 環境情報・研究のネットワーク化 ○企業、団体、学校、県・市町村の連携強化 ○九州各県、国等との連携強化 (3) 国際協力の推進 ○海外からの研修視察の受入等 ○国境を越えた環境問題の解決に向けた取組の推進
地球温暖化対策推進計画	廃棄物処理計画	生物多様性くまもと戦略			

環境立県くまもと
県民、事業者及び行政があらゆる活動を展開するに当たって、環境への配慮を当たり前のこととして行う低炭素、循環及び共生を基調とする安全で快適な持続可能な社会の実現